

別紙

諮問第740号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇年〇月〇日、私〇〇の医療保護入院に関する入院届、同意書、退院届」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成31年3月6日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は適正に行われたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年8月1日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年3月10日に実施機関から理由説明書を収受し、令和3年4月20日（第214回第一部会）から同年6月24日（第216回第一部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

## ア 医療保護入院について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）は、指定医の診察の結果、医療及び保護のため入院の必要があると判断された精神障害者のうち、当該精神障害のために法20条の規定による任意入院が行われる状態にないと判定された者について、精神科病院の管理者は、本人の同意がなくても、その家族等の同意によりその者を入院させることができる旨を定めている（法33条1項1号）。そして、精神科病院の管理者は、当該医療保護入院の措置を採ったときは、10日以内に、当該本人の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意をした者の「同意書」を添え、都道府県知事に届け出なければならないと規定している（法33条7項）。

また、当該入院届の提出を受けた都道府県知事は、当該本人の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない（法38条の3第1項）、審査を求められた精神医療審査会は、当該審査に係る医療保護入院中の者についてその入院の必要があるかどうかを審査し、その結果を当該都道府県知事に通知しなければならないこととされている（法38条の3第2項）。

さらに、医療保護入院の措置により入院した者を退院させたときについても、精神科病院の管理者は、10日以内に、その旨及び厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないこととされている（法33条の2）。

## イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

実施機関は、本件開示請求に対し、審査請求人の医療保護入院に関する入院届、同意書及び退院届を対象保有個人情報として特定した上、同意書については全部開示決定をし、退院届については「病名」欄、入院届については「病名」、「生活歴及び現病歴」、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」、「医療保護入院の必要性」の各欄に記載された情報（以下これらをまとめて「非開示情報1」という。）を条例16条6号に、「審査会意見」欄に記載された情報（以下「非開示情報2」という。）を同条6号に、指定医の氏名（以下「非開示情報3」という。）を同条2号及び6号に、病院管理者の印影（補記前の理由説明書において、指定医印影としていたものを含む。以下「非開

示情報4」という。)を同条4号にそれぞれ該当するとして、当該各部分を非開示とする一部開示決定を行った。

#### ウ 各非開示情報の非開示妥当性について

##### (ア) 非開示情報1について

非開示情報1のうち「病名」欄には、指定医が判断した病名が記載されており、「生活歴及び現病歴」欄には、指定医が診察時に本人及び診察に立ち会った者から聴取したこれまでの生活歴及び病歴の内容等のほか、医療保護入院が必要であるか否かを医学的に判断するために必要な情報が記載されている。また、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄には、指定医が自傷又は他害行為のおそれの有無の認定を行うに当たり、当該欄に列挙された症状又は状態像に該当する状態であるか、今後重大な問題行動のおそれがあるかなどを確認した事項が選択式及び記述式により記載されており、「医療保護入院の必要性」欄には、指定医が専門的見地から医療保護入院の要否を判断した内容が記載されている。

実施機関によれば、当該入院届は、医療保護入院の要否に係る審査の基礎となるべき資料として、指定医による診断内容等につき正確かつ詳細な記載が求められているところ、医療保護入院は、本人の同意が得られない場合に、家族等の同意を得て行う非自発的な入院であることから、非開示情報1が開示されることとなると、本人が指定医に対して必要以上の接触や抗議を行うといったトラブルの発生が想定されるほか、本人と指定医との信頼関係が損なわれるなど、指定医が適切な診断、治療を行う上で支障が生ずるおそれがある、とのことである。

審査会において検討したところ、非開示情報1は、いずれも指定医が医学的見地から判断した内容等に係る情報であって、本人に開示されないことを前提に記載されたものであると認められ、医療保護入院が非自発的な入院措置であることを踏まえると、その記載内容は、本人の認識とは一致しない場合が少なくないものと推定される。そうすると、仮に本人の意に沿わない診断内容等が記載されている場合には、非開示情報1を開示することにより、実施機関が主張するようなトラブルが発生する可能性があり、これを回避するために、指定

医が本人の感情や反応を考慮してその所見等を正確に記録することを躊躇し、内容を簡略化するなど、入院届等の記載が形骸化することが危惧される。また、そのトラブルを契機に信頼関係が損なわれることにより、本人が指定医の判断や処置に従わなくなるといった事態も想定されるなど、医療保護入院に係る今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、非開示情報1は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

#### (イ) 非開示情報2について

非開示情報2は、精神医療審査会が医療保護入院中の者について法38条の3第2項に基づく審査を行った日時及び担当部会、並びにその審査結果としての最終的な意見に関する情報が記載された部分である。

精神医療審査会は、適正な医療及び保護を確保する観点から、医療保護入院及び退院の適否に関して審査を行わせるために設置された機関であり(法12条)、その委員は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者及び法律に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命することとされている(法13条1項)。

実施機関によれば、非開示情報2は、指定医により非開示情報1が記載された入院届が精神医療審査会に送付され、審査を経て、その審査結果が精神医療審査会事務局により記載されたものである。非開示情報2が開示されることとなると、本人が精神医療審査会やその事務局等に対して必要以上の働きかけや抗議を行うといったトラブルの発生が想定され、それにより記載内容が簡略化され、記載の形骸化につながるなど、精神医療審査会の運営その他の医療保護入院に係る適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会において実施機関に確認したところ、精神医療審査会は非公開で開催され、会議の性質上、開催した日時や各事案の審査に当たった部会及び構成委員並びに議事録等も全て非公開とされており、入院にかかる審査に関しては年度単位での審査件数のみが公表されているとのことである。また、精神医療審査会の意見は、都道府県知事による医療保護入院の必要性に係る判断を法的に拘束するものではなく、精神医療審査会による審査結果と医療保護入院又は退院の結果は必ずしも一致しない場合もあり得るとの説明であった。

以上の説明に加え、医療保護入院が非自発的な入院措置であることを踏まえ、本人の意に沿わない審査結果が記載されている場合、これを開示することにより、指定医による判定を妥当と認めた精神医療審査会の判断に不服を抱き、委員氏名を明らかにすることを求める問合せや、精神医療審査会の委員やその事務局への接触を意図する来庁等が行われることが危惧される。また、精神医療審査会は一定の規則性をもって開催されているとのことであるから、具体的な開催日時が明らかになると、以後の開催予定日を予測することが可能となり、本人が開催日を狙って精神医療審査会の委員等への接触を試み又は抗議を行うといったトラブルが発生することも危惧される。以上の理由により、審査事務の迅速かつ円滑な処理が困難になるなど、精神医療審査会の運営その他の医療保護入院に係る今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、非開示情報2は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

#### (ウ) 非開示情報3について

非開示情報3は、指定医の氏名である。前記のとおり、医療保護入院は非自発的な入院措置であり、かかる措置を受けるに至った事実及び経過は一般に本人の意に反している場合が少なくないものといえる。そうすると、非開示情報3を開示することにより、当該措置を受けた本人が、入院届等の記載内容の真偽や詳細等確かめるために指定医に対して必要以上の接触を試み、又は抗議を行うなどのトラブルが発生することが想定され、医療保護入院に係る今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、非開示情報3は条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

#### (エ) 非開示情報4について

非開示情報4は、病院管理者の印影である。これを開示することにより、印影が偽造されるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由があると認められることから、非開示情報4は条例16条4号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書において種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子